

留寿都村賃借料参考資料

1. 畑の賃借料

平成26年4月1日現在

| 農地の区分 | | 賃借料 円/10 a | 備 | 考 |
|-------|----|---------------|-----------------|--------|
| 西部 | 最高 | 12,485 | 壤土・地力 上・栽培条件 良・ | 一般畑作栽培 |
| | 平均 | 8,872 | 〃 〃 中 〃 並 | 〃 |
| | 最低 | 2,915 | 〃 〃 下 〃 やや否 | 〃 |
| 中央 | 最高 | 10,446 | 壤土・地力 上・栽培条件 良・ | 一般畑作栽培 |
| | 平均 | 7,904 | 〃 〃 中 〃 並 | 〃 |
| | 最低 | 4,911 | 〃 〃 下 〃 やや否 | 〃 |
| 東部 | 最高 | 6,000 | 壤土・地力 上・栽培条件 良・ | 一般畑作栽培 |
| | 平均 | 3,241 | 〃 〃 中 〃 並 | 〃 |
| | 最低 | 3,000 | 〃 〃 下 〃 やや否 | 〃 |

2. 農地の区分内訳

| 農地の区分 | 地 区 別 内 訳 |
|-------|-----------------------------|
| 西 部 | 三ノ原・南一線・南二線・南三線・五ノ原・北二線・北四線 |
| 中 央 | 八ノ原・向 丘・黒 田・知来別・市 街 |
| 東 部 | 御老円・高 福・旭 野・ 登 ・北 登・泉 川 |

3. 留意点

- (1) 標準小作料が平成21年12月15日に廃止されたことに伴う参考資料として、ご利用願います。
- (2) 賃借料(円/10 a)は、現在賃貸借契約中の面積と賃借料の平均値です。
- (3) 賃貸借契約をしようとするときは、原則として農業委員会の許可が必要であり、この許可を受けないで貸借をしても無効となります。
- (4) 賃貸借契約の解除、解約、合意解約をしようとする場合、農地法等に基づく諸手続きが必要となりますので、農業委員会にご相談ください。

留寿都村農業委員会